

## 作業療法士学科 学科細則

(目的)

### 第1条

この細則は、学則および試験規定、学生規定に基づき、教育効果を促進し、社会貢献に寄与する医療人を育てるために定める。

(進級判定に関する方針)

### 第2条

1. 進級できる者は、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率90%以上でなければならない(学則第10条2項より)。
2. 学則第10条に定める総授業科目とは、単位履修科目のみならず指定補講および学科行事すべてを含むものとする。
3. 学期末試験の評価が不合格(59点以下)の場合は再試験を行なう。再試験の評価が不合格(59点以下)の場合には、当該科目の単位を取得することができない。
4. 最終的な進級判定は学則及び上記1、2、3項に基づき、学校長、常務理事を含む進級に関する判定委員会を設けて判定する。なお、当該配置科目については、最終進級判定会議までにその全てを取得できなければ原級留置となり、留年となる。

(臨床実習に関する方針)

### 第3条

1. 昼間部2年次、夜間部3年次の「臨床実習」の名称は「評価実習」とする。
2. 評価実習に参加する者は、昼間部2年生の後期に開講する「作業療法評価学実習Ⅳ」、夜間部3年生の後期に開講する「作業療法評価学実習Ⅲ」の到達度の評定として行う客観的臨床能力試験(OSCE)、筆記試験、レポート課題(SOAP)などの総合試験に合格することを原則とする。
3. 「作業療法評価学実習Ⅳ」及び「作業療法評価学実習Ⅲ」の総合試験の成績評価が不可(59点以下)であった者には再試験を行う。
4. 臨床実習の成績が不可(59点以下)であった者は再試験として実習口頭試問を実施する。実習口頭試問は、実習課題振り返りレポート、レジюме発表、客観的臨床能力試験(OSCE)、口頭試問、筆記試験などを実施する。
5. 実習の延長・補充・再実習に関しては、作業療法士学科学外実習規定第5条、第6条に従う。

(卒業判定に関する方針)

第4条

1. 卒業できる者は、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目の出席すべき日数に対して出席率90%以上でなければならない。なお卒業判定は、臨床実習および国家試験演習の結果を総合的に判断し、それらの単位を取得したものに対して卒業認定を行なう（学則第10条2項より）。
2. 国家試験演習の単位履修試験は、1月から実施する模擬試験、卒業試験等をさす。  
なお、試験得点率の60%以上を合格基準とする。  
国家試験演習の単位未履修の場合、卒業が見込めないため国家試験を受験できない。
3. 最終的な卒業判定は、学則及び上記1、2項に基づき学校長、常務理事を含む卒業判定委員会において総合的に判定する。

附則

この細則は、平成31年4月1日より実施する。